

Title	配偶者暴力・児童虐待被害者の保護
Author(s)	金, ジャンディ
Citation	阪大法学. 2013, 63(2), p. 273-300
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67939
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

配偶者暴力・児童虐待被害者の保護

金 ジャン デイ

- 一 はじめに
- 二 家庭内暴力の実態と支援体制の問題
 - (一) 家庭内暴力の概念
 - (二) 家庭内暴力の現況
 - (三) 家庭内暴力被害者に対する支援の問題
- 三 アメリカのグリーンブック・イニシアティブ政策
 - (一) グリーンブック・イニシアティブ政策の背景
 - (二) グリーンブック政策の成立過程
 - (三) グリーンブック政策の意義と内容
 - (四) グリーンブック政策の効果
- 四 家庭内暴力被害者に対する保護・支援のための立法
 - (一) 家庭内暴力の重複発生の認識
 - (二) 関係機関の連携
 - (三) 児童虐待に関する問題改善
- 五 おわりに

家庭の平穏は、健全な社会において、望ましい人間関係を形成するために必要不可欠である。個人にとって家庭生活は、社会を理解するための基盤であり、様々な人間関係を理解する経験の場にもなる。家庭内における様々な経験は、その人格に極めて多くの影響を及ぼし、⁽¹⁾家庭内で暴力が発生した場合、被害者が成人であっても、鬱病や自殺、自我損傷等の慢性的な後遺症による苦痛を与えることになる。⁽²⁾家庭内暴力を直接経験ないし目撃した児童は、人格形成に悪影響を受け、暴力的な性格になる恐れがある。⁽³⁾特に家庭構成員による暴力は、家庭内での否定的な経験として、人生の全般に大きな影響を及ぼす。深刻な犯罪につながる極端なケースもある。韓国の場合、殺人事件の被害者と加害者の関係をみたとき、内縁関係又は同居関係の場合（四八一名中六三名、一七・四パーセント）が最も高く、その次が配偶者によるもの（四八一名中六〇名、一六・七パーセント）であった。⁽⁴⁾このような傾向は、韓国だけではなく、諸外国でもみられる。アメリカにおいて配偶者又は内縁のパートナー（intimate partner）による殺人事件の数は、二〇〇〇年には一二四七件にのぼり、殺人事件全体の三三・五パーセントを占めていた。⁽⁵⁾日本にあっても殺人事件全体の中で、親族間で発生した事件の割合は二〇〇九年には四九・八パーセント（一一二〇名中五五八名）、二〇一〇年には四八・一パーセント（九七一一名中四六七名）、二〇一一年には五二・三パーセント（九四四名中四九四名）、二〇一二年には五二・二パーセント（九四一名中四八九名）⁽⁶⁾であり、約半分が親族間で発生している。このように家庭内暴力は、それ自身が深刻な問題であるのみならず、将来的には暴力事件に発展する恐れがあり、国家がその防止に積極的に取り組まなければならない課題である。

家庭内暴力は、すべての人に対して発生しうるが、その中でも身体的な弱者である女性、⁽⁷⁾児童、老人等がその被

害者となる可能性が高い。また、最も頻繁に発生する家庭内暴力の類型は、配偶者間暴力である。韓国最高裁判所の統計によれば、家庭内暴力全体の中で配偶者間暴力の割合は、二〇〇九年には七三パーセント、二〇一〇年には七五パーセント、二〇一一年には七五パーセントであり、非常に高い割合を占めている。実際、家庭内暴力の被害者支援も、配偶者暴力の被害者を中心に行われている。しかし、留意すべき点は、配偶者暴力があった家庭に児童がいる場合、児童虐待も重複して発生している可能性が非常に高いことである。児童に対する直接的な虐待行為がない場合でも、父母間での暴力を目撃することによって、大きな精神的被害を受ける。ところが、韓国ではこうした現象が深刻な問題として認識されておらず、父母間の暴力を目撃することが児童虐待に当たると十分に検討されていない。その意味で、今後は、配偶者暴力の被害者を支援するより、配偶者暴力が児童に与える悪影響を勘案しつつ、配偶者間暴力と児童虐待の被害者を共に保護・支援する方策を講じるべきである。

本稿では、家庭内暴力の中で最も高い割合を占める配偶者間暴力の被害者と、その子である児童の保護・支援に関して考察する。児童虐待は身体的暴力、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等多様な概念でとらえられるが、ここでは、児童虐待の範囲を、配偶者間暴力に関係する身体的暴力と父母間の暴力に伴う心理的虐待に限定して検討したい。その理由は、配偶者間の暴力の被害者と同時に、被害児童を保護・支援することがより効率的な方策となりうるからである。以下本稿では、まず、深刻な状況にある韓国の家庭内暴力の概念・実態および問題点を取り上げ、家庭内暴力を抑止する上で参考となるアメリカのグリーンブック政策について検討する。その上で、家庭内暴力の被害者に対する保護・支援のための立法方針等を提案することにした。

[表一] 家庭内暴力の類型

対象	類型	身体的暴力	性的暴力	心理的暴力	基本欲求の不充足
児 童	体罰 身体的暴力		性的暴力	心理的暴力・虐待	児童放任 (ネグレクト)
配 偶 者	妻殴打		配偶者強姦	心理的暴力・虐待	

二 家庭内暴力の実態と支援体制の問題

(一) 家庭内暴力の概念

かつての韓国では、家庭内暴力が犯罪として認識されることはなかった。しかし、近年では、深刻な社会的問題として関連研究も活発に行われている。もつとも、家庭内暴力の概念について、韓国では、明確な定義づけがまだなされていない。アメリカ合衆国では、家庭内暴力が、言語暴力、身体的暴力、性的暴力等に分類されており、深刻な場合には、殺人に至るものと定義されている。⁽⁸⁾ 日本では、配偶者からの暴力は「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響をおよぼす言動」とされ、児童虐待は「児童に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、そのほか児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。⁽⁹⁾ これに対して、韓国では、「家庭構成員⁽¹⁰⁾の身体的、精神的又は財産的な被害が伴う行動」と定義されるにとどまり、非常に多義的に用いられている。そもそも、暴力は、広く「不法な有形力の行使」を意味する。また、この暴力が家庭の中で行われることを家庭内暴力 (Domestic Violence) と定義する⁽¹¹⁾。韓国の家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特別法によると、家庭内暴力犯罪は、①傷害・暴行罪、②遺棄・虐待罪、③逮捕・監禁罪、④脅迫罪、⑤強姦・強制わいせつ罪、⑥名誉毀損罪、⑦住居侵入罪、⑧強要罪、⑨詐欺・恐喝罪のうち一部を定めている⁽¹²⁾。

配偶者暴力・児童虐待被害者の保護

[表二] 家庭内暴力実態調査 (%)

区分 年度	配偶者 暴力	身体的 暴力	精神的 暴力	経済的 暴力	性的暴力	放 任	(分析 対象数)
2004	44.6	15.7	42.1	—	7.1	—	5,916
2007	40.3	11.6	33.1	4.1	10.5	19.6	6,561
2010	53.8	16.7	42.8	10.1	10.4	30.5	2,423

[表三] 子ども虐待発生 (%)

区 分	子ども虐待	身体的暴力	精神的暴力	放 任
全体発生率	59.1	29.2	52.1	17.0

〔表二〕¹³⁾ は家庭内暴力を類型と対象によって分類したものである。しかし、これらの境界は明確ではなく、複数の類型の行為が同時に行われる場合も少なくない。

(二) 家庭内暴力の現況

〔表二〕¹⁴⁾ は、韓国の配偶者間の暴力発生率を調査して、二〇〇四年、二〇〇七年、二〇一〇年を比べたものである。二〇〇四年には、配偶者暴力の範囲に経済的暴力¹⁵⁾と放任が含まれていないので、配偶者暴力が続いて増加したとは言えない。しかし、二〇〇七年と二〇一〇年を比べると全体の暴力率が約一三パーセント増加した。暴力類型別の増加推移をみると身体暴力が約五パーセント、精神的暴力が約一〇パーセント、経済的暴力が約六パーセント、放任が約一パーセント増加した。

〔表三〕¹⁶⁾ は、一九歳以上六五歳未満の既婚者の中で、児童がいる一五二三名を対象として二〇一〇年に行われた調査に基づき、児童虐待発生率とその類型を分析した結果である。この調査によれば、児童虐待が発生した家庭は、約六〇パーセントで非常に高かった。類型別の虐待率は、精神的暴力、身体的暴力、放任の順位に高かった。

(三) 家庭内暴力被害者に対する支援の問題

家庭内暴力被害者の保護・支援は、①家庭内暴力を予防すること、②すでに発生した家庭内暴力の被害者を保護・支援することに大きく分けられる。第一に、家庭内暴力の防止については、通報に対する国民の意識を向上させること、家庭内暴力の増減に対する実態調査を行い法律や政策の効果を検討し、必要な場合には法律を改正すること等によって家庭内暴力を防止し、被害の発生を予防する方法がある。また、同様の観点から、家庭内暴力を早期に発見することも非常に重要である。家庭内暴力は繰り返して発生する特徴があるため、早期に発見して被害者を保護し、被害者が再び被害を受けないようにしなければならない。このことは、韓国の家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律第四条の一項から三項、第九条の三項等で定められている。第二に、家庭内暴力の被害者が刑事手続きにおいて二次的被害を受けないようにすること、被害者のニーズに合わせて支援をすること等がある。これとの関係では、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律第四条の四項以下は、被害者に対する相談、保護施設の提供、支援サービス、警察官の役割等を定めている。両者は、家庭内暴力の被害者を保護・支援する際、欠かさないものである。ここでは、家庭内暴力被害者の保護・支援を実施するにあたって生じる法的問題を検討する。

まず、上記第一の被害予防に関係する実態の認識について述べると、家庭内暴力の中で、配偶者暴力と児童虐待は頻繁に行われ、しかも重複して発生する可能性が高い。アメリカの調査研究によれば、方法上の差異はあるが、約三〇～五〇パーセントの家庭で、配偶者暴力と児童虐待の発生が重複すると報告され、⁽¹⁷⁾日本の場合は、約五十一パーセントの家庭内で暴力が重複して行われたと報告された。⁽¹⁸⁾韓国の場合は、家庭内暴力の重複発生に関する国の調査は行われていないが、被害者保護センターの相談記録に基づいて家庭内暴力の重複状況を推定した資料によれば、全体の六二・四パーセントで配偶者暴力と児童虐待とが重複して発生していた。⁽¹⁹⁾アメリカでは、家庭内暴力被

害者の保護・支援のために重複発生を把握し、家庭内暴力被害者の援助に対する研究が非常に進んでおり、日本では、家庭内暴力の重複発生 of 調査が時折実施されている。しかし、韓国では、配偶者暴力と児童虐待が重複発生するケースの公的統計調査や関連研究があまり行われていない。例えば、韓国女性家族部の全国家庭実態調査は、配偶者の暴力と児童虐待それぞれの発生率と変化に関して調査するだけで、両者の重複発生 of 可能性は意識していない。韓国の全国児童虐待現況報告書でも、児童虐待の実態と被害児童の特徴が分析されているが、配偶者暴力が存在する家庭において、児童虐待発生 of 有無や家庭内暴力 of 重複発生傾向に関しては、具体的に言及されていない。したがって、家庭内暴力 of 重複発生 of 可能性に関しては、単に女性の相談事例を分析した若干の研究に基づいて、家庭内暴力 of 重複発生率が高いと推定されているにすぎない。家庭内暴力 of 重複発生 of 可能性を認識し、一つの犯罪を見つけた場合、他の犯罪 of 有無を捜査することは、犯罪が発覚しにくい家庭内暴力 of 早期発見に役に立つと思われる。それにもかかわらず、上記 of 現状をみると、韓国では家庭内暴力 of 重複発生が重大な問題として認識されていないと推測される。

諸外国の研究により明らかとなった、家庭で暴力が存在すると他の類型 of 暴力も存在する可能性が高いという事実を勘案すれば、当該事件 of 被害者に限って状況調査を実施することには、問題があると思われる。したがって、暴力が発生した家庭において、他の類型 of 暴力被害者が存在する可能性があることを認識すべきである。現在、韓国の家庭内暴力事件のうち、公的機関が介入している事件 of 約八〇パーセントが「夫による妻への暴行」である。しかし、この場合において、当該事件 of 家庭に児童がいるときは、配偶者暴力とともに児童虐待が発生する可能性があることを念頭に置いて、関係者は行動すべきである。家庭内暴力は、繰り返して発生するため、できるだけ早く犯罪被害 of 事実を見つけて犯罪を根絶し、被害者を支援することが、被害 of 最小化のために最も大切であると思

われる。家庭内暴力に効果的に対峙するために、家庭の中にある暴力・虐待の全体像を把握し、適切な対応をする必要がある。⁽²⁰⁾

また、児童に対する直接的な虐待行為がない場合でも、家庭のように閉鎖的な集団において配偶者の間で暴力が発生した場合、その悪影響は、配偶者だけに及ぶのではない。すなわち、家庭内暴力を目撃することは、児童に著しい悪影響を及ぼし⁽²¹⁾、親から直接的な虐待を受けることに類似した衝撃を与える⁽²²⁾。この事実を踏まえて、日本の児童虐待の防止等に関する法律第二条四項は、児童虐待の定義を「児童に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと」と定義し、児童虐待の範囲に児童が同居している家庭での配偶者に対する暴力を盛り込んでいる。しかし、韓国の児童福祉法第二条四項は児童虐待を「保護者を含む成人により児童の健康・福祉を害し、又は正常な発達を阻害するおそれがある身体的・精神的・性的暴力又は苛酷行為及び児童の保護者による遺棄及び放任」と定義し、日本のように、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待に該当するとは明確に規定していない。

上記の第二の点に関し、家庭内暴力の被害者に対する支援上の問題の一つは、関係機関の協力の不備である。家庭内暴力に関係する機関、すなわち裁判所、警察、DV被害者支援センター、児童福祉機関及びコミュニティの緊密な協力と連携は、被害者の保護・支援のために重要である。すなわち、国家機関と民間機関の協力によって、被害者を支援する際に発生する国家機関の人的・財政的限界が克服される。被害者の二次的被害を予防するための支援を国家機関だけが行うことには、限界がある。国家機関と民間機関との協力により、法廷エスコート、相談活動、医療支援等のサービスを提供する際に発生する人的・財政的限界の問題を解決できる。また、関係機関の協力により、国家機関の支援を受けられない被害者の支援が可能となる。例えば、韓国の犯罪被害者保護法によると、被害

者と加害者が夫婦（事実上の婚姻関係含む）、四親等以内の親族、同居親族関係であれば、犯罪被害者救済金の支給対象から除外されるため、家庭内暴力の被害者は申請すらできない。国家機関による被害者支援制度は要件が厳格で、支援も一回で終わる場合が大部分である。これに比して、民間機関には裁量があるため、被害者のニーズに合わせて支援することができ、持続的な支援も可能となる。²³⁾ 家庭内暴力の被害者を保護・支援する際、関係機関の協力は各機関の欠点を補完し、シナジー効果を創出する等の長所がある。各機関の連携した活動を通じて被害者が被害から回復し、正常な状態に戻れるように総合的に支援することが、不可欠であると思われる。

ところが韓国では、このような関係機関間の協力が十分に実現されていない。家庭内暴力の被害者を保護・支援するため、協力すべきである関係機関との連携が上手くできていないか否かに関する調査では、「いいえ」と回答した割合が約八八パーセントであった。その理由として「他の機関との公式的連携が行われていないこと」、「機関間の理解が不足していること」が多く挙げられた。²⁴⁾ また、被害者支援センターと刑事司法機関との連携状況については、被害者支援センターと警察との連携は上手くできているが、警察・裁判所との連携が低調であるとされた。²⁵⁾ 被害者支援センターと警察・裁判所の協力関係を強化するためには、被害者支援センターの独立性を保証すべきである。韓国の犯罪被害者支援センターは、主に検察によって、五、六ヶ月の比較的短い期間にわたって設立され、犯罪被害者支援センターの事務室も、約七九パーセントが検察庁に所属している。²⁶⁾ これは、犯罪被害者支援センターと警察・裁判所との協力を阻害する要因になっていると思われる。

(一) グリーンブック・イニシアティブ政策の背景

グリーンブック・イニシアティブは、Effective Intervention in Domestic Violence and Child Maltreatment Case: Guidelines for Policy and Practice (家庭内暴力および児童虐待に対する効果的な介入…政策および実施ガイドライン、以下ではグリーンブックと呼ぶ。)の通称であり、DV (Domestic Violence、家庭内暴力) と児童虐待に取り組む各機関に、DV と児童虐待が重複発生した家庭に対処するための勧告を明記したものである。

アメリカでは、一九七〇年代から現在まで多数のDV関連法が制定されてきたが、それ以前はDVに関して、その目的や方法に応じて容認する場合もあった。例えば、一八二〇年のブラッドリー (Bradley) 事件で裁判官は「夫は、相応しい方法で妻を身体的に懲戒する合理的権利があり、その場合夫は不法な暴力 (assault and battery) で訴追されない」との判決を下した。しかし、一八七六年のフルガム (Fulghum) 事件で「夫が妻を身体的に懲戒することは認められない」とされ、その後、一八七六年から一九〇六年までいくつかの州で妻に対する暴力を禁止する法律が制定された。それにもかかわらず、警察や法執行機関は、夫婦のプライバシーを侵害すべきではないとの理由からDVを放置し、多数のDV被害女性たちは、刑事司法システムの援助を拒否されたと訴えた。一九六〇年から始まったフェミニズム (Feminism) 運動は、殴られた女性の運動 (Bartered women's movement) をきっかけとして、全米で暴力をふるわれた女性たちが緊急に避難することができるシェルターが開設されたことにより、本格的にDV問題に取り組むようになった。また、各州においても、法を制定し、一九九四年の犯罪防止法の第四編として「女性に対する暴力禁止法 (Violence Against Women Act)」が成立し、この法律に基づいてアメリカ連

邦政府は、本格的なDV防止政策をとった。これにより、州ごとに相違のあったDV防止政策を統一的に施行することが可能となった。⁽²⁷⁾

アメリカが児童虐待を対策が必要な問題として認識したのは、一九六〇年代からである。⁽²⁸⁾この時期から児童を親の所有物と認識することから離れて、児童に様々な権利を与え、虐待された児童を保護・支援する方策が考究された。そして、各州は法を制定し児童福祉施設を開設したが、これには統一性がなかった。そのうち、一九七四年に連邦政府は、児童虐待及びネグレクト (neglect) に対する全国センター (the National Center on Child Abuse and Neglect: NCAN) を設置し、児童虐待に対し、総合的、統一的に対応し始めた。⁽²⁹⁾このような過程を経てDVと児童虐待に対して統一的な対策を立てるようになった。

アメリカでは、一九九〇年初頭からDVと児童虐待が同一の家庭で頻繁に発生し、両者は密接な関係にあることがよく指摘されるようになった。カーター (Carter) は、DVと児童虐待に対して「一つの家庭内暴力が存在すれば、他の種類の暴力が存在する可能性が非常に高い。そして児童が配偶者間の暴力を目標した衝撃は、親から直接的な暴力を受けることに非常に類似する」と述べた。⁽³⁰⁾また、アメリカの児童保護機関は分析の結果、児童が致命的な傷害を受けた家庭の四〇パーセントにはDVが存在したと報告した。児童虐待とDVの関係及び児童虐待を誘発する要因としてのDVの重要性については、「危険な環境の児童研究 (Study of at-risk children)」を通じて確認できる。カルテに基づいて調査を実施したスターク (Stark) とフリクラフト (Flicraft) の研究では、「毎年、児童虐待及びネグレクトを理由として病院に来るケースのうち四五パーセントのケースの加害者は、妻にも暴力をふるった」と報告した。また、配偶者暴力が発生した家庭は、配偶者暴力が発生しなかった家庭と比較して児童虐待発生率が約三倍高かったと報告されている。⁽³¹⁾児童虐待とDVの重複は、家族、児童、女性の安全確保の任に当たる

裁判所、児童・家族支援機関の領域で次第に重要になっていた。⁽³²⁾このようにDVが発生した家庭で児童虐待が重複発生する可能性が高く、両者は多くの関連性を持っているため、総合的な対策を設けなければならない。アメリカでは、この要請に対応するためにグリーンブック政策が登場するようになった。

(二) グリーンブック政策の成立過程

アメリカでは、州ごとに法律やDVと児童虐待に対応する各機関の理念や専門用語が異なり、さらに被害者を支援する際に得た被害者情報の守秘義務をめぐる葛藤も頻繁に発生した。このような問題は、DV被害者及び児童虐待被害者を援助する際に障害となるため、各機関の協力は不可欠であった。しかし、異なる目的、理念、業務、体制等で関係機関の連携がスムーズに行われていない状況が指摘されていた。そして、これをきっかけに各機関の協力の下に児童虐待被害者・DV被害者を共に支援することを目指した総合的な対策を講じて、法執行機関、児童福祉機関、DV被害者支援機関、コミュニティ等を中心に、家庭の中で暴力が重複発生した場合、機関間の協力を通じて効果的な支援を行うことが強調された。そこで一九九八年、家庭内暴力に対する適切な対応のためにDV・児童虐待の専門家から構成された「少年・家庭裁判所裁判官全国委員会 (National Council of Juvenile and Family Court Judges: 以下ではNCCJFCJと呼ぶ。)」が設けられた。NCCJFCJは、まず裁判所や社会福祉機関、法執行機関、DV被害者支援機関、学会等の多様な集団から成り立った委員会を創設し、全国の二〇〇個の推薦プログラムの中から選別した三五個のプログラムの内容をまとめた。これが一九九八年に発行された「Family Violence: Emerging Programs for Battered Mother and Their Children (家庭内暴力: 殴られた母子のためのプログラム)」である。それに続き、NCCJFCJは裁判所や児童福祉機関、DV被害者支援機関、連邦機関、学会の

専門家からなる委員会を招集した。この委員会が一九九九年に発行したものが「グリーンブック」である。⁽³³⁾

(三) グリーンブック政策の意義と内容

児童福祉機関、DV被害者支援機関、裁判所は、該当事件における相互の連絡を通じて、個々の家庭内暴力事件に見合った援助をし、できるだけ早く被害者を危険から救わなければならない。グリーンブック政策は、家庭内暴力の被害者に対してそれぞれ支援を行ってきた諸機関が、協力システムを通じて被害者の安全・幸福を保障するために共同努力をする点に大きな意義がある。また、グリーンブック政策は、家庭内暴力被害者支援の関係者にDVと児童虐待が重複して発生する可能性があるという認識を高め、ガイドラインを提示し、統一的な支援を可能にした。

グリーンブックは五つの章で構成され、各々の章では、家庭内暴力事件を扱う際、遵守しなければならない一六個の原則 (principle) が示されている。さらに、この原則に基づいて具体的な内容を書いた六七個の勧告 (recommendation) がある。例えば、第一の原則は「児童虐待被害者とDV被害者を総合的に援助するため、裁判所、児童福祉機関、DV被害者支援機関は協力すべきである」であり、この下で児童虐待被害者・DV被害者を援助するための各機関の具体的な義務や役割を決めた四個の勧告が示されている。⁽³⁴⁾ 勧告は裁判所、児童福祉機関、DV被害者保護機関を中心に、家庭内でDVと児童虐待が重複発生した場合の対応や支援等に関して述べている。第一章では、家庭内暴力被害者のための安定、幸福、安全及び暴力行為者の行為に対する責任等に関する内容が扱われている。第二章では、DVと児童虐待が重複して発生する家庭の被害者を援助するための裁判所、児童福祉機関、DV被害者支援機関とコミュニティの対応原則を定めている。第三章、第四章、第五章では、家庭内暴力被害

者を援助するため児童福祉機関、DV被害者支援機関、裁判所の役割・対応指針が示されている。

(四) グリーンブック政策の効果

グリーンブック政策が発表された後、その勧告を受け入れ、実行する動きが始まった。二〇〇〇年二月及び二〇〇一年一月に九〇件以上の申し込みを受け、アメリカ連邦司法省と連邦保健福祉省は、コミュニティの強度や限界、柔軟性を考慮し、勧告に取り組んでいくうえでのビジョンや資源を検討したうえで、グリーンブック政策の効果を実証するための六つのコミュニティ⁽³⁵⁾を選び出した⁽³⁶⁾。この六つのコミュニティ（以下では「コミュニティ」と呼ぶ。）は、三年間連邦政府から補助金を受けながら、グリーンブック政策の原則に沿って活動し、その結果を毎年報告する。

グリーンブック政策効果の第一は、家庭内暴力の重複発生に対する認識の向上である。アメリカで家庭内暴力が行われた家庭では、他の種類の暴力が存在する可能性が高いと主張する研究は、一九九〇年後半から活発に行われており、それによって家庭内暴力は頻繁に重複して発生する事実が明らかになった。グリーンブック政策の開始時点において、家庭内暴力の重複発生に対する選別と評価 (Screening and Assessment) のために警察・病院・DV被害者支援機関との連絡、被害者の自発的な申告による児童虐待とDVの重複発生は、児童福祉機関で認められていた。しかし、それぞれのコミュニティの児童福祉機関の選別及び評価基準は実質的に統一されずに、公式の基準があるのは全体のうち半分程度にとどまっていた⁽³⁷⁾。六つのコミュニティは、グリーンブック政策の原則に沿って児童保護機関の業務を実行し、児童虐待の選別・評価基準を統一するための多数の活動を展開した。配偶者暴力事件においても児童に対する虐待の有無を確認するためのガイドラインの提供や、家庭内暴力が発生した家庭に児童が

いる場合、その児童に対する保護・支援活動をした。コミュニティの結果報告書によれば、家庭内暴力に関するガイドラインを遵守することによって、多くのコミュニティの児童福祉機関は児童保護において肯定的な効果を挙げたと報告した。⁽³⁸⁾

第二は、関係機関の協力である。重要な社会問題はある一つの機関のみの努力では解決することができず、関係機関の協力が必要である。問題が発生したとき、一つの機関は発生した問題に対処することができるが、関係機関が力を合わせると根本的な問題に対処することができる。⁽³⁹⁾多数の関係機関の協力は、サービスを利用する者の要求に対応し、必要な支援を提供するために最も効率的である。⁽⁴⁰⁾DV被害者と児童虐待被害者を援助する際、関係機関の協力は各機関の欠点を補完し、障害を克服して統一的で総合的な支援を可能にするので、被害者保護のために不可欠であると言える。グリーンブック政策は、計画段階から多数の関係者等が労力と時間をかけたにもかかわらず、施行初期から協力関係を構築するために多くの問題に直面した。各機関の異なった仕組み、目的と相互の理解不足等が問題誘発の原因となった。各機関はこのような障害を克服するため、各機関のメンバーが譲歩することで力の均衡をとり、信頼関係を構築し、機関の発言権や権力のバランスを取り、コミュニケーションを活性化する努力を通じて協力関係を築き上げた。そして、関係機関のメンバーは「被害者保護業務を遂行する際、効果的な協力関係を維持するためにより多くの時間と注意を向けなければならない。協力関係を維持することは非常に難しいが、これが業務上最も大切な部分である」と報告した。⁽⁴¹⁾また、コミュニティは、グリーンブック政策実行初期から経験した試行錯誤に基づいて協力関係の構築に成功したと報告した。⁽⁴²⁾関係機関間の協力関係の構築に必要な場合は、相互に情報共有することも非常に大切である。ある家庭で配偶者暴力と児童虐待が重複発生する場合、加害者は同一人物である可能性が非常に高い。このように同一の加害者によって複数の暴力事件が発生した場合、各被害者の陳述

を通じて得た加害者の情報・家庭環境等を関係機関が共有することは、被害者の保護・援助のために重要であると考えられる。それにもかかわらず、各機関は基本的に守秘義務を厳守しなければならず、異なる目的に基づいて活動を行う⁽⁴³⁾ため、協力のバランスを取ることは、容易ではなかった。しかし、各機関がグリーンブック政策の原則を遵守することによって機関間の情報共有政策をスムーズに実施することができるようになった。その結果、児童福祉機関と裁判所の情報共有が活発に行われていると報告された。またグリーンブック政策の実行前は、機関間の情報共有が公式には行われず、非公式の協力だけが存在したが、グリーンブック政策が始まって、情報共有政策を公式化するための活動が好調に展開されたと報告された。情報共有の新しい政策は、特定の状況下で情報共有が必ず行わなければならないという原則に基づいて実施された。多くのコミュニティは、裁判所と家庭内暴力被害者の支援機関間での情報共有を促進するための新しい方針を立て、関係機関間の情報共有を通じて総合的な被害者支援をすることが可能になった。⁽⁴⁴⁾

第三は、家庭内暴力の被害者に対する安全の保障と、ニーズに合わせた支援が可能になったことである。配偶者暴力と児童暴力等の暴力が重複発生した家庭を支援する目的は、家族構成員の福祉を向上させ、安全を保障することである。このような目的に基づく取組みは、大きく三つに分類できる。第一に、暴力が重複して発生することに対して職員の見識を向上させることである。具体的には被害者女性やその児童にもたらす危険や児童に対する安全支援の必要性、DVの目撃が児童に与える影響、個々の家族構成員に対する個別的なサービスの必要性等がある。第二に、認識した児童虐待を児童福祉機関へ報告するガイドラインを作成し、改善することである。第三に、他機関の職員を同じ施設に配置したり、複合的な対応チームを構築することである。⁽⁴⁵⁾

グリーンブック政策の実行を通じて、暴力の重複可能性を認識し、被害者に対して、各機関の連携を通じた総合

的な支援をより迅速に行うことが可能になった。これを実証したコミュニティの結果報告によれば、グリーンブック政策の実行後、児童虐待の被害者と家庭内暴力の被害者の支援について、裁判所関係者は若干向上したと回答するとどまった一方で、DV被害者に直接的なサービスを提供している者及びその協力機関は、非常に向上したと回答した。また、DV関係者への教育や家庭内暴力の重複発生への取組みのための、児童福祉機関とDV被害者保護機関の協力が非常に強化されたとも報告されている。⁽⁴⁶⁾このようにグリーンブック政策の実施によって、家庭内暴力被害者の保護や支援が向上したことを確認することができる。

四 家庭内暴力被害者に対する保護・支援のための立法

以上で検討したアメリカのグリーンブック政策は、日本と韓国において家庭内暴力被害者を援助する際に生じる問題解決のために参考となる。本章では、アメリカのグリーンブック政策の原則に沿って被害者を援助したコミュニティの結果報告に基づき、家庭内暴力被害者の援助に関して発生する問題を立法的に解決する方法を考察する。

(一) 家庭内暴力の重複発生の認識

日本及び韓国では、家庭内暴力が発生する場合、他の種類の暴力が同時に発生している可能性が高いことに対する認識が不十分である。配偶者暴力が発生した家庭に児童がいる場合、その児童もまた身体的・精神的な虐待を受けている可能性が高い。⁽⁴⁷⁾逆に児童虐待が発生した場合にも、配偶者への暴力が同時に発生している可能性が高い。⁽⁴⁸⁾アメリカでは、一九八〇年代に関連した文献が登場したのを契機にこの問題が注目され始め、様々な文献でこのような事実が証明された。例えば、家庭内暴力の重複問題に関連した初期の論文であるシュトラウスとゲレス (Strauss and Gelles (一九九〇)) の研究は、配偶者に暴力をふるう夫の五〇パーセントが児童虐待の加害者であ

ることを明らかにした⁽⁴⁹⁾。また、マクロスキー (McCloskey (11001)) は、一六四名の家庭内暴力被害女性たちとその児童を対象にした調査の結果、家庭内暴力の存在は、児童虐待の可能性を約三倍増加させると報告した⁽⁵⁰⁾。

この問題に関して、韓国では、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律に基づいて三年ごとに実施されている家庭内暴力の実態調査においても、配偶者暴力と児童虐待の各発生率が高く、これらの問題を扱う研究と政策は増加しているが、両問題の重複を重要な社会現象として考慮していないため、その現象に焦点を合わせた研究も進んでいない⁽⁵¹⁾。日本では、韓国より家庭内暴力の重複発生が重要な社会現象として認識されていると考えられる。例えば、二〇〇四年に東京都が行った「配偶者等暴力被害者の実態と関係機関の現状に関する調査報告書」では、DV被害者に児童に対する暴力があるか否かについて聞き取り調査をしており、二〇〇八年、法務総合研究所が発刊した「研究報告書」の第四章では、配偶者暴力と児童虐待との関係の深さが分析されている⁽⁵²⁾。このように日本では、家庭内暴力の重複発生が重要な社会現象として認識され、この点に関する若干の統計や調査が行われているが、家庭内暴力を配偶者暴力と児童虐待とに区別して取り扱う傾向が強い。

本稿で確認したように、一つの家庭内暴力が発生した場合に異なる種類の暴力も発生している可能性が高いことをふまえ、日本と韓国においては、国家的なレベルで家庭内暴力の重複発生について実態調査が行われるべきである。日本の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下ではDV防止法と呼ぶ）」第二五条は、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。この法律に基づいて内閣府男女共同参画局は、一九九九年から三年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施し、配偶者及び交際相手からの暴力の実態を把握している。また、韓国の「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第四条二項は、三年ごとに家庭内暴力の実態調査を実施してその結果を発表し、これを

家庭内暴力予防のために政策樹立の基礎資料として活用しなければならないと規定している。これらの規定によって日本と韓国では家庭内暴力の実態調査が実施されているが、日本では、配偶者暴力を中心に調査を行う傾向が強く、⁽⁵⁴⁾韓国では、配偶者暴力、児童虐待等の個別的な調査を行っているだけで、両者の重複発生可能性に関する調査はほとんど行われていない。韓国では家庭内暴力の実態調査の方法と内容を女性家族部令が定めることになっているため、家庭内暴力の重複発生に関する実態調査の実施をそのなかで義務づけるべきである。日本では、内閣府男女共同参画局が実施する男女間における暴力に関する調査とともに、家庭内暴力の重複発生に関する調査を行うべきであろう。家庭内暴力が繰り返して行われること、信頼する家族から被害を受けること、被害者が女性、児童等比較的弱者である点を踏まえて、被害を早期に発見し、その拡大を防止することが重要である。その意味で、家庭内暴力の重複発生を認識し、家庭内暴力の捜査をする際、他類型の暴力が発生しているのではないかとという点にまで視野を広げるべきである。

(二) 関係機関の連携

家庭内暴力被害者に対する支援上の問題の一つは、被害者支援のための関係機関間の協力不足である。⁽⁵⁵⁾被害者の保護は緊急に行わなければならない場合が多いため、児童福祉機関、DV被害者支援機関、警察等の関係機関の連携が重要である。⁽⁵⁶⁾同一の家庭で複数の暴力が存在する場合、被害者は同じ環境の下で、同じ加害者によって暴力を受ける可能性が高い。そのため、同一の家庭で行われた暴力の被害者を支援する際、該当事件の被害者から得た情報を関係機関が共有することは、被害者の保護・支援にとって重要なことであると考える。家庭内暴力に携わる諸機関間の有機的な協力関係を維持し、該当事件に関する情報を共有して家庭内暴力被害者を援助し、家庭内暴力を

予防するために共働することが最も重要である。

しかし、韓国では、この関係機関間の協力が不十分であると思われる。韓国刑事政策研究院の調査によれば、被害者支援センターが被害者を支援する際、十分な協力関係があるのは検事と検察庁の被害者支援室だけで、警察・裁判所との協力はほとんどないとされている。⁽⁵⁷⁾ 家庭内暴力による被害を早期に回復させるには、被害者支援団体相互の連携と警察等国家機関との協力関係が不可欠である。家庭内暴力被害者に最初に応接するのは犯罪捜査にあたる警察であるが、被害者のニーズは生活上の支援や精神的ケア等、多岐にわたっており、警察においてそのすべてに対応することは困難であるほか、他の関係機関等が対応する方が適切な場合もある。⁽⁵⁸⁾ したがって、日本では、被害者への支援のためにその同意を得て被害者に関する情報を被害者支援団体に提供することが法律で認められている。⁽⁵⁹⁾ 韓国でも、被害者の明示の同意がある場合には、犯罪被害者支援団体に情報を提供することができる。しかし、このような制度が効果を上げるためには、警察が犯罪被害者支援団体に提供する情報に知らせなければならぬので、警察と被害者支援団体の連携が必要である。韓国において、裁判所・警察との協力が十分に行われていない理由は、犯罪被害者支援団体の約八〇パーセントが検察庁に所在していることが考えられる。したがって、検察庁に所在している犯罪被害者支援団体の事務室を他の場所に転移して独立性を保障し、独立機関として被害者支援に関係する国家機関との協力関係を強化すべきである。

また、家庭で暴力が重複発生した場合は、被害者援助のために関係機関間の情報共有が必要である。被害者が被害の経験を繰り返し述べることは、苦痛を伴い、二次的被害の恐れもある。したがって被害者の承諾があれば、被害者から得た情報を関係機関が共有することが望ましいと思われる。被害者は、事件捜査や援助を得るために様々な関係者と会わなければならない。関係者が当該犯罪や加害者・被害者に関する情報を前もって熟知していれば、

被害者に初めて会ってもスムーズに対処することができ、二次的被害を予防し、被害者のニーズに合わせた支援が可能になると考えられる。

(三) 児童虐待に関する問題改善

最後に、児童虐待の範囲に関する問題がある。家庭の中で暴力が発生した場合、児童に対する直接的な暴力がなかったとしても、配偶者暴力を目撃したこと自体が、直接的な虐待に比肩する悪影響を児童に及ぼす恐れがある。こうしたことが、児童の人格形成にとって障害になる恐れもある⁽⁶⁰⁾。したがって、家庭内暴力から児童を保護するために、法律によって児童虐待の定義を明確に定め、統一した基準に基づいて積極的に児童虐待被害者を見つけ、危険を除去し被害から回復させて正常な成人として成長できるように援助しなければならないと思われる。このような理由で日本の「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成一六年法律第三〇号）」において、児童虐待の定義の見直しが行われ、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること等が明確にされ、適切な対応を講じるべきであるとされている⁽⁶¹⁾。

一方、韓国では、家庭内暴力の目撃が児童虐待の範疇に入るという明確な規定がなく、実務でも配偶者暴力を目撃した児童に対する適切な対応をしていない。「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第二条五項は、家庭内暴力被害者の定義を「家庭内暴力によって直接的な被害を受けた者」としている。家庭のように小さく閉鎖的な空間で暴力が行われた場合、これを目撃したことが、児童に悪影響を及ぼす恐れがある。したがって、韓国においても家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法上で、児童虐待の意味を「直接虐待を受けること」と、「父母間の暴力を目

撃して、直接虐待を受けることに相当する被害を受けること」と定義し、児童虐待の範囲を広げなければならぬと考えられる。また、児童虐待と認められた場合、被害者が拒否しない限り、被害児童の援助のために児童福祉機関やDV被害者支援機関に報告することを義務づけることが望ましいと考えられる。

五 おわりに

家庭内暴力は、一般的類型の暴力とは異なり、反復的に発生する傾向があるにもかかわらず、私的な空間である家庭の中で行われるために頻繁に隠蔽されてきた。しかし、家庭内暴力は、個人に身体的・精神的苦痛を与えるとともに社会全体にも弊害を及ぼす。これを深刻な社会問題として認識し、家庭内暴力に関する特別法が制定され、家庭内暴力の専門機関が設立される等多様な対処がなされたが、現在も、①家庭内暴力の重複発生に対する認識が不足していること、②関係機関の連携が十分ではないこと、③児童虐待の範囲設定が不適切であること等、様々な問題が残されている。これらの問題点を解決するため、アメリカのグリーンブック政策を参考にすべきである。グリーンブック政策は、家庭内暴力被害者の支援に携わる諸機関の協力関係を向上させた点で、DVと児童虐待が重複して発生する家庭の問題に取り組むために一貫性を持つ明確なガイドラインを提供した点で意義がある。様々な問題について試行錯誤を重ねたこの政策は、韓国と日本でも参考にするだけの価値がある。特に暴力が発生した家庭の他類型の家庭内暴力を発見し、支援することの重要性、関係機関の協力と情報共有の必要性は、被害者の保護・支援のために日本及び韓国でも検討されるべきである。

家庭内暴力の被害者を支援する各機関は、暴力の重複発生可能性を念頭に置き、配偶者暴力事件においても、その家庭に児童がいる場合、児童虐待の有無を調査し、その発生が確認された場合、母子を共に保護・支援しなければ

ばならない。暗数が多い家庭内暴力において、摘発された事件を手がかりにして隠れた被害者を見つけ、援助することは、非常に重要である。いかに良い制度であっても、被害者を見つけないことができれば画餅に帰す。したがって、日本と韓国では、「家庭内暴力が発生した場合、他の類型の犯罪が存在するか否かを調査する義務を負う」という明文の規定を設けるべきである。他の犯罪の発生可能性を検討することにより、隠れた被害者に対する援助・犯罪の早期発見、家庭内暴力の再発の予防等が可能になり、被害者に対する保護・支援の効果を高めることができると期待される。また、韓国においては、児童虐待の範囲を直接虐待を受けた場合だけではなく、日本のDV防止法の児童虐待の定義を参考にし、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力にまで拡大する方向で、法律を改正すべきであると考えられる。

家庭内暴力の被害者を保護・支援する際、関係機関の協力が不可欠であることはいうまでもない。日本と韓国では、関係機関の協力が法律で明記されているにもかかわらず、各機関の聞き取り調査では協力が円滑に行われていないと報告されている。したがって、日本・韓国においても、グリーンブック政策を参考に、家庭内暴力の被害者を支援する機関の協力や内容を制度化すべきである。被害者支援に係る諸機関は、家庭内暴力が発生した際、その目的・理念の相違を超えて、被害者の保護・援助を最優先にして活動しなければならぬ。その際、各機関が参照できる統一的な基準を定めることにより、被害者の支援にとって有効な効果を期待することができるであろう。次稿では、本稿で十分に取り扱わなかった日本の状況を検討する。

- (1) 細井洋子／西村春夫／高橋則夫『修復的正義の今日・明日』(成文堂、二〇一〇)三三三頁以下。
- (2) 日本DV防止・情報センター『ドメスティック・バイオレンス第四版』(解放出版社、二〇〇八)一三三頁以下。
- (3) 幼年期の家庭内暴力経験が人格形成にどのような影響を及ぼすかに関する研究として、南在成「家庭内暴力が人格形

成に及ぼす影響」韓国犯罪学第五卷一号(二〇一一)、申善仁「家庭内暴力露出経験がある児童、青少年の非行に与える影響に関する分析」韓国家族福祉学第三卷(二〇〇八)、朴垠河／權世元「家庭内暴力経験が青少年の非行に及ぼす影響」青少年学研究第一七卷第三号(二〇一〇)等がある。

(4) 朴炯珉『殺人犯罪の実態に関する研究(Ⅱ)』(韓国刑事政策研究院、二〇〇三)一四六頁。

(5) CALLIE MARIE RENNISON, BUREAU OF JUSTICE STATISTICS, U.S. DEPT. OF JUSTICE, CRIME DATA BRIEF: INTIMATE PARTNER VIOLENCE, 1993-2001 (2003).

(6) 法務省『犯罪白書二〇〇九』一七三頁、法務省『犯罪白書二〇一〇』一八八頁、法務省『犯罪白書二〇一一』一七七頁、法務省『犯罪白書二〇一二』一九一頁。

(7) 日本の警察庁の調査によれば、二〇〇五年の家庭内暴力に関する相談件数は一六八八八件で、そのうち男性相談者は二・四%、女性相談者は九七・六%であった。これは比較的弱者である女性が家庭内暴力の被害者になりやすいことを示す一例であろう。また、韓国の統計によれば、妻から夫への暴力より夫から妻への暴力が約五倍多かった。金云會『家庭内暴力犯罪——その理論と実態そして事例』(白山出版社、二〇〇八)一四四頁。

(8) LYN SHIPWAY, DOMESTIC VIOLENCE: A HANDBOOK FOR HEALTH CARE PROFESSIONALS 691 (2004).

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第一条、児童虐待の防止に関する法律第二条四項。

(10) 家庭内暴力犯罪の処罰に関する特例法第二条二によれば、家庭構成員とは①配偶者又は配偶者であった人、②自分又は配偶者の直系卑属関係の人又は直系卑属関係であった人、③継父母と子供の関係又は嫡母と庶子関係又は関係であった人、④同居している親族を意味する。

(11) 金云會・前掲注(7)・一九頁以下。

(12) 韓国家庭内暴力処罰等に関する特例法第一条の三。

(13) 韓国女性家族部『二〇一〇年家庭内暴力実態調査』(二〇一〇)一〇五頁。

(14) 韓国女性家族部・前掲注(13)・一〇六頁以下。

(15) 経済的暴力は、経済的ダメージを伴う暴力で、家庭の生活費を入れない場合が代表的ケースである。

(16) 韓国女性家族部・前掲注(13)・一五四頁。

- (17) アメリカの場合は、調査方法によって偏差が大きい。家庭内暴力の三〇%～六〇%が重複発生していると報告した書籍は、Hon. DIANE KESSEL, DOMESTIC VIOLENCE: LAW, POLICY, AND PRACTICE (2007) があり、三〇%～五〇%であると報告した書籍は、PETER G. JAFFE, DAVID A. WOLFE & SUSAN KAYE WILSON, CHILDREN OF BATTERED WOMEN (1990); MURRAY A. STRAUS & RICHARD J. GELLES, PHYSICAL VIOLENCE IN AMERICAN FAMILIES (1990) がある。このように家庭内暴力が重複発生する統計は、一貫しないが、少なくとも暴力が発生した家庭のうち三〇%～五〇%は、配偶者暴力・児童虐待等が同時に発生したことが分かる。
- (18) 尾崎万帆子「ドメスティック・バイオレンスと児童虐待が同時存在する家庭への機関連携施策について」常磐大学大学院学術雑誌 (二〇〇八) 一八頁。
- (19) 金殷卿『家庭内暴力犯罪の対応動向と政策提言——外国の立法および政策動向を中心に』(韓国刑事政策研究院、二〇〇三) 四八頁。
- (20) 野入美和子「DVをめぐる実務——DVを許さない社会をめざして」市民と法六七号 (二〇一一) 一四頁。
- (21) 日本内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(二〇〇五) 八頁以下によれば、配偶者から何らかの被害を受けていたことを児童が知っていたと答えた人にその影響を聞いたところ、「児童の心身に影響を与えたと思う」と答えた人が七割近くを占めることに対して、「影響は与えなかったと思う」と答えた人は一割強である。
- (22) MELISSA J. DOAK, CHILD ABUSE AND DOMESTIC VIOLENCE 1 (2011).
- (23) 金智善／李東源『犯罪被害者支援センターの運営現状及び活性化の方法』(韓国刑事政策研究院、二〇〇六) 二二二頁以下。
- (24) 金峻皓「家庭内暴力に対するサービスマネットワーク活性化の方法に関する研究」イルガム法学 (二〇〇四) 六一頁。
- (25) 金智善／李東源・前掲注 (23)・二七五頁以下。
- (26) 五八個所中検察庁に所在しているのは、四六個所で約七九パーセントを占めている。この割合は、韓国犯罪被害者支援中央センターホームページ (<http://www.kvcn.net>) に掲載されている、五八個所の犯罪被害者支援センターの住所を確認し、住所が不明確なセンターの場合は電話で確認した結果である。
- (27) 小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法——アメリカ法と日本法の挑戦』(信山社出版、二〇〇二) 七五頁以下。

下。

- (28) アメリカは、一九六〇年代に入って児童虐待に対して積極的に対処した。このきっかけになった事件が *Kent v. (一九六六)* と *Gault (一九六七)* である。INGER, J. SAGATUN & LEONARD P. EDWARDS, CHILD ABUSE AND THE LEGAL SYSTEM 9 (1995).
- (29) SAGATUN & EDWARDS, *supra* note 28, at 10.
- (30) Janet Carter, *Child Abuse, and Youth Violence: Strategies for Prevention and Early Intervention*, <http://www.mincava.um.edu/link/documents/fvpl2/fvpl2.shtml> (last modified Nov. 2, 2012).
- (31) KESSEL, *supra* note 17, at 782.
- (32) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, THE GREENBOOK INITIATIVE FINAL EVALUATION REPORT 5 (2008).
- (33) 尾崎万帆子・前掲注 (2)・二二頁。
- (34) NATIONAL COUNCIL OF JUVENILE AND FAMILY COURT JUDGES FAMILY VIOLENCE DEPARTMENT, EFFECTIVE INTERVENTION IN DOMESTIC VIOLENCE AND CHILD MALTREATMENT CASE: GUIDELINES FOR POLICY AND PRACTICE 14 (1999)；勧告一、児童福祉機関、DV被害者保護機関、裁判所等は児童と家族の安定、幸福、安全のために介入すべきであること。勧告二、児童の安定を保障する方法として児童福祉機関と少年裁判所は虐待やDVに影響を受けた児童のために努めるべきである。成人被害者の安全保障することと暴力を止めることは児童から危険を除去し、永続な地位を与えるため重要である。勧告三、児童保護機関、児童福祉機関のリーダーやDV被害者保護機関のプログラムは、DV・児童虐待を経験した家族の安定や安全を図るためにコミュニケーションサービスを創造すべきである。勧告四、児童保護機関・児童福祉機関のリーダーとDV被害者保護機関はDVや児童虐待を経験した家族の様々なケースに応じて柔軟な取組みをするべきである。
- (35) この六つのコミュニティは、El Paso County, Colorado；Grafton County, New Hampshire；Lane County, Oregon；San Francisco County, California；Santa Clara County, California；and St. Louis County, Missouri である。
- (36) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, *supra* note 32, at 5.
- (37) 尾崎万帆子・前掲注 (2)・二四頁。

- (38) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, *supra* note 32, at 60.
- (39) MANUEL N. GOMEZ & ALFREDO G. DE LOS SANTOS, BUILDING BRIDGES: USING STATE POLICY TO FOSTER AND SUSTAIN COLLABORATION (1993).
- (40) CHRIS MILLER & YUSUF AHMAD, COLLABORATION AND PARTNERSHIP: AN EFFECTIVE RESPONSE TO COMPLEXITY AND FRAGMENTATION OR SOLUTION BUILT ON SAND? 38 (2000).
- (41) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, *supra* note 32, at 23.
- (42) *Id.* at 60.
- (43) 例えは児童保護機関が児童から得た加害者に関する情報をDV被害者支援機関と共有する場合、児童保護と母親の安全を確保することとのバランスをとる問題が発生する。このような問題により各機関は情報共有に消極的な立場であった。
- (44) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, THE GREENBOOK DEMONSTRATION INITIATIVE 94 (2005).
- (45) 尾崎万帆子・前掲注(89)・一五頁。
- (46) THE GREENBOOK NATIONAL EVALUATION TEAM, *supra* note 32, at 60.
- (47) 宮地尚子「親密的領域での暴力は被害者から何を奪うのか」ジュリスト一四〇九号(二〇一〇)一六〇頁、石井朝子『よくわかるDV被害者への理解と支援』(明石書店、二〇〇九)一一七頁。
- (48) 平成一六年度DV国際講演会『DVにさらされる子どもたち：加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』(福島県男女共生センター、二〇〇四)二頁。
- (49) STRAUS & GELLES, *supra* note 17.
- (50) Laura A. McCloskey, *The "Medea Complex" Among Men: The Instrumental Abuse of Children to Injure Wives*, 16 VIOLENCE AND VICTIMS 19 (2001). 鄭惠淑「家庭内暴力と児童虐待の重複発生と関連した国内社会福祉現状実務者の経験に関する研究」韓国社会福祉学(二〇一一)八五頁で再引用。
- (51) 金恩敬「家庭暴力犯罪の刑事手続き上の危機介入方法研究」(韓国刑事政策研究院、二〇〇一)二一六頁、鄭惠淑「家庭内暴力と児童虐待の重複発生と関連した国内社会福祉現状実務者の経験に関する研究」韓国社会福祉学(二〇一一)一八四頁。

- (52) 渡邊明日／香敷長千乃「DVが子どもに与える影響と支援のあり方に関する一考察」文京学院大学人間学部研究紀要(二〇〇七)三〇四頁。
- (53) 法務総合研究所「研究部報告四〇〇…配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」(二〇〇八)一一七頁以下…この報告書の第四章調査結果Ⅲ(配偶者暴力と児童虐待)では、配偶者暴力の中で生じている児童虐待について焦点を当てることで、配偶者暴力と児童虐待との関係の深さ、被虐待経験とその後の不適応行動との関連性、あるいは、配偶者暴力と児童虐待が並行して行う加害者の特性等について文献紹介や調査結果を報告した。
- (54) 渡邊明日／香敷長千乃・前掲注(52)・二九八頁。
- (55) 被害者を支援・保護するための関係機関の協力が不十分であることを指摘し、関係機関の協力および連携を強調した論文は、金容世／金鐘徳「民間団体による犯罪被害者支援の現況と展望」被害者学研究第一一巻第二号(二〇〇三)二八七頁、姜京來「民間被害者支援組織と警察の協力の方法」被害者学研究第一四巻第二号(二〇〇六)四二〇頁以下、呉榮根「犯罪被害者保護法の効率的施行方法」刑事政策研究第一八巻第三号(二〇〇七)一〇三六頁以下、金智善「犯罪被害者保護のための国家・民営領域間の協力体制」刑事政策消息第一〇三巻(二〇〇七)二四頁以下等がある。
- (56) 福島県「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者保護・支援のための基本計画」(二〇〇九)三三頁。
- (57) 金智善／李東源・前掲注(23)・二七四から二七六頁。
- (58) 有馬健二「配偶者からの暴力への適切な対応」捜査研究六〇〇号(二〇〇二)一四二頁。
- (59) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第二三条四では警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ必要限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の情報を提供することができるものと定めている。
- (60) 金敏燭「家庭暴力漏出経験が児童の心理・社会適応に及ぼす影響に関する研究」仁済大学(二〇一〇)四八頁以下。
- (62) 内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(二〇〇四)八頁。